

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

告示	大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	四三
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	四三
	大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	四三
	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	四三
	大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	四三
	患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	四四
	保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	四四
	道路の区域を変更した旨通知があった件	四四
	道路の供用を開始する件	四五
	急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	四五
公 告	落札者を決定した件	四六
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四七
	福島県教育委員会教育長	四七
	一般競争入札を行う件二件	四七
	福島県選挙管理委員会	四七
	個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件	四五〇
正 誤		四五〇
	平成二十五年五月二十四日付け定例第二千四百八十九号中	四五二
	平成二十五年八月十六日付け定例第二千五百十三号中	四五二

## 告 示

### 福島県告示第五百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）いわき複合店 福島県いわき市泉第三土地区画整理地百十二街区ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 三菱UFJリース株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 白石 正  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
（一）名称 株式会社ツルハ  
代表者の氏名 代表取締役 鶴羽 樹  
住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号  
（二）名称 株式会社大創産業  
代表者の氏名 代表取締役 矢野 博文  
住所 福島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十六年四月二十八日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千五百五十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（二）収容台数 五十三台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（二）収容台数 三十四台
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（二）面積 百二十平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
（一）位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 九立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社ツルハ

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後十一時

(二) 株式会社大創産業

(1) 開店時刻 午前十時

(2) 閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 五か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成二十五年八月二十七日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百七十七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン鏡石ショッピングセンター 福島県岩瀬郡鏡石町桜岡三百七十五番九ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社  
代表取締役 村井 正平

(変更後) イオンリテール株式会社  
代表取締役 梅本 和典

三 変更した年月日

平成二十五年三月一日

四 届出年月日

平成二十五年八月二十七日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百七十八号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年九月六日から同年十月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ファンズ中丁店 福島県伊達郡川俣町字中丁二十四番地の二ほか

二 法第八条第一項の規定により川俣町から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百七十九号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年九月六日から同年十月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

いちい八島田店 福島県福島市八島田字勝口二十七番地の一ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百八十号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年九月六日から同年十月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課

市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
蓬萊ショッピングセンター 福島県福島市蓬萊町二丁目十九番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百八十一号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年九月六日から同年十月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
夢・タウン・飯坂 福島県福島市飯坂町字月崎町十二番四
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百八十二号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年九月六日から同年十月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業部商工観光班に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール坂下中央店 福島県河沼郡会津坂下町古町川尻三百八十六の一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百八十三号**

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、

家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。  
平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	蜜蜂	患畜	三群	白河市	平成二十五年八月二十六日	自衛殺

(畜産課)

**福島県告示第五百八十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
南会津郡只見町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
(森林保全課)

**福島県告示第五百八十五号**

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道について道路の区域を変更した旨、平成二十五年七月二十九日付けで東北地方整備局長から次のとおり通知があった。その関係図面は、東北地方整備局、同局警備国道事務所及び福島県土木部道路総室道路計画課で平成二十五年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
-----	-----	--------	-------------	----------

一般国道 一一五号	相馬市大字山上字山岸 二一番四地先から 同 市大字山上字小田 原一四番地先まで	変更前 A 一〇・三ノ 三七・六	六、六一八・〇
	相馬市大字山上字山岸 二一番四地先から 同 市大字山上字小田 原一四番地先まで	変更後 A 一〇・三ノ 三七・六	六、六一八・〇
	同 市大字山上字小田 原一四番地先まで	B 一二・八ノ 一一〇・六	六、七二九・〇

(道路計画課)

**福島県告示第五百八十六号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、東北地方整備局及び同局郡山国道事務所並びに福島県土木部道路総室道路計画課で平成二十五年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一二号	河沼郡湯川村大字湊字上田東五三番二地先から 同 郡同 村大字桜町字八日町一 一三番一地先まで	平成二十五年九月八日

(道路計画課)

**福島県告示第五百八十七号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。  
 平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称

二本松  
 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱十六号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

白河市  
 白井掛下 二十一 番百八十二 一 号  
 二十一 番百六十一 二 号及び三 号  
 二十一 番百五十九 四 号  
 二十一 番百五十七 五 号  
 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

三本松 二十四 番七 六 号  
 七 号及び八 号  
 九 号  
 十 号、十一 号及び十二 号  
 十三 号  
 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

白井掛下 二十一 番百六十八 一 号  
 二十一 番百六十七 二 号  
 十八 番四 十 号  
 十九 番五 十 号、十一 号及び十二 号  
 十八 番四 十四 号  
 十五 号  
 十六 号

八百二番

七号及び八号

(砂防課)

## 公 告

## 公告第280号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年9月6日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器 一式（搬入、据付け、調整、データ移行、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年7月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額  
34,650,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年6月7日

(市町村行政課)

## 公告第二百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年九月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月二十日

二 名称

特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンター

三 代表者の氏名

星野 瑛二

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市置賜町一番二十九号 佐平ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、主に福島県内で活動する、民間非営利活動団体及び市民団体を支援し、これらの活動の基盤整備を進め、地域や分野を越えたネットワークの拠点となることにも、まちづくりの推進活動については積極的にこれと取り組み、行政や地域と連携した新たな協働関係を築きながら、もって市民社会の発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

## 福島県教育委員会教育長

## 公告第17号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立岩瀬農業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年9月6日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立岩瀬農業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年12月1日から平成31年11月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年10月7日(月)午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号969-0401 福島県岩瀬郡鏡石町桜町207番地  
福島県立岩瀬農業高等学校事務室  
電話0248-62-3145
- 4 入札書の提出場所等  
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。  
(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年10月21日(月)午前10時 福島県立岩瀬農業高等学校力農会館2階会議室(福島県岩瀬郡鏡石町桜町207番地)  
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年10月18日(金)午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他  
(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 8 Summary  
(1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system lset(including related costs of installation, assembling, adjustment, maintenance, removal, and so on.)  
(2) Time-limit of tender(by hand):10:00 a.m., 21 October 2013  
(3) Time-limit of tender(by mail):3:00 p.m., 18 October 2013  
(4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Iwase-Agricultural High School, 207 Sakuramachi, Kagamiishi-machi, Iwase-gun, Fukushima 969-0401 Japan TEL0248-62-3145

(財務課施設財産室)

## 公告第18号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立修明高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年9月6日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする借入物品の名称及び数量 福島県立修明高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年12月1日から平成31年11月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年9月30日（月）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-6131 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居63番地  
福島県立修明高等学校事務室  
電話0247-33-3214

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年10月22日（火）午前10時 福島県立修明高等学校2階会議室（福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居63番地）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年10月21日（月）午後4時までに3に掲げる場所に必着のこと。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要



(5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Information education computing system 1set(including related costs of installation, assembling, adjustment, maintenance, removal, and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand):10:00 a.m., 22 October 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail):4:00 p.m., 21 October 2013
- (4) Contact point for the notice:Fukushima Prefectural Shumei High School, 63 Higashinakai, Tanagura, Tanagura-machi, Higashishirakawa-gun, Fukushima 963-6131 Japan TEL0247-33-3214

(財務課施設財産室)

同	同	同	同	同	平成二五年 八月九日	指定年月日
同	同	同 来町 山五九番地	同 市勿 関田	同	同	指定施設の所在地
いわき市国 室A	同 民宿舎 の関荘 会議	同 民宿舎 の関荘 大広間	同 民宿舎 の関荘 大広間	同 鶴目 子ハイ ツ多 目的 ホール	同 左近 目的 ホール	指定施設の名称
同	同	同	同	同	同	指定施設の管理者
一四七平方メ	同 六九平方メ トル	同 一二五平方メ トル	同 一三二平方メ トル	同 一八三平方メ トル	同 一八三平方メ トル	聴衆席の面積
七五人	同 三〇人	同 八〇人	同 五〇人	同 一一五人	同 一一五人	聴衆席収容見込人員数

**福島県選挙管理委員会告示第七十五号**  
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。  
 平成二十五年九月六日

福島県選挙管理委員会  
 委員長 菊地 俊彦

**福島県選挙管理委員会**

